



6月開校 東南村山地区

# 不動産実務科

- ★ 宅地建物取引士 取得へチャレンジ！
- ★ 3級ファイナンシャル・プランニング技能検定へチャレンジ！（3級ファイナンシャル プランナー）
- ★ 就職支援による再就職をバックアップ！

**受講生募集**

訓練期間	平成30年6月26日（火）～平成30年10月25日（木）（4か月間） 基本時間：9：10～15：50 休日：原則として土・日・祝日・お盆（8/13～15）
訓練場所	日建学院山形校（株式会社建築資料研究社） 山形市大字青柳字柳田55-3（裏面「地図」参照）
定員	20名（最少催行人数 10名）
対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けた方
受講料	受講料は <b>無料</b> です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約19,000円が必要となります。また、検定料（宅地建物取引士試験7,000円、3級ファイナンシャル・プランニング技能検定料6,000円）等は個人負担となります。
募集締切日	<b>平成30年5月31日（木）</b>
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談ください。手続きは、あなたの住所または居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日時： <u>平成30年6月7日（木） 午後1時30分から（時間厳守）</u> <b>※開始10分前までに受付を済ませてください。</b> 場所：山形県立山形職業能力開発専門学校（裏面「地図」参照） 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具（鉛筆・ボールペン等）

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門学校 能力開発支援課  
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1  
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850  
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

クリック

山形 職業

検索

## ◆訓練概要◆

【訓練目標】 不動産の取引に関する知識を習得することにより宅地建物取引士の資格取得を目指すとともに、その他の就職に必要な基礎知識等を習得し再就職を目指す。

【目指す職務】 不動産や建設に関する企業の営業職及び事務職など

【訓練カリキュラム】

総訓練時間 469H

科目		科目の内容	時間数
FP	金融資産運用	金融資産の運用方法	23H
	相続・事業継承	相続と法律・税金、保険によるリスク管理	30H
	タックスプラン等	税金の仕組み、社会保険・年金の仕組み、老後の資産形成	39H
	不動産等	不動産の見方、不動産取引、不動産関係の法令や税金など	22H
宅建	権利関係	民法、借地借家法、不動産登記法、区分所有法	117H
	宅建業法	宅地建物取引業法及び関係法令	78H
	法令上の制限	都市計画法、建築基準法、土地区画整理法、国土利用計画法、農地法、宅地造成等規制法	63H
	税その他	税法、地価公示法、需給と取引の実務、不動産鑑定評価	27H
	宅建模擬試験等	宅建模擬試験等	15H
就職支援他		履歴書・職務経歴書、コミュニケーションスキル他	55H

※キャリア・コンサルティングを受ける場合はその計画に従って下さい。

### 【説明会場】

場所：山形県立山形職業能力開発専門校

住所：山形市松栄2-2-1

電話：023-644-9227

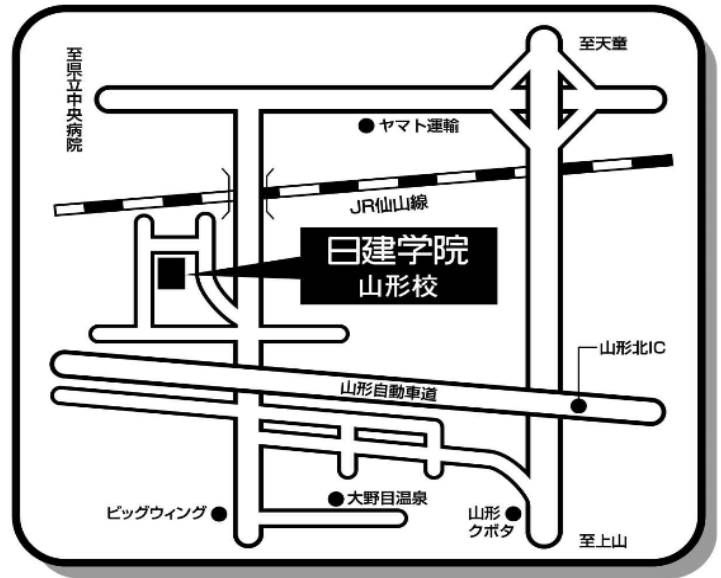
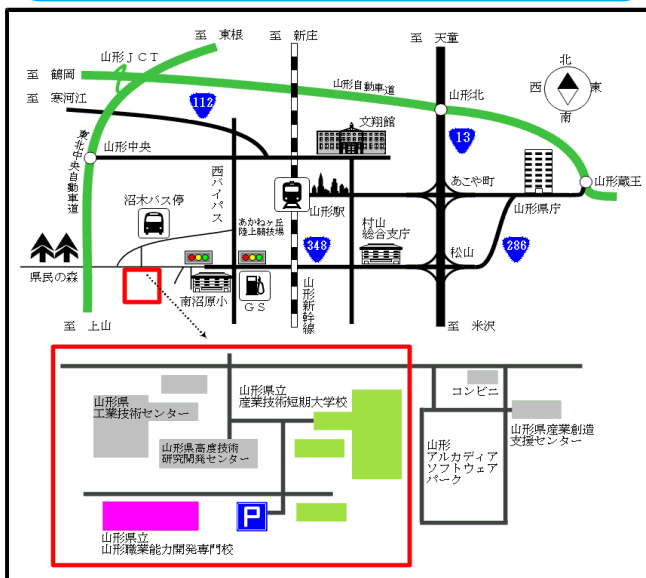
### 【訓練会場】

場所：日建学院山形校

住所：山形市大字青柳字柳田55-3

電話：023-622-5100

※無料駐車場有



## ◆ご相談・お申込み窓口◆

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。  
 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。  
 訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい。